感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　鳥インフルエンザ（Ｈ七Ｎ九）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十二号）

二　中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令第三条第一項の規定による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定の準用についての読替えに関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十一号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第三号中「コロナウイルス属」を「ベータコロナウイルス属」に、「痘そう、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る。次項において「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」という。）を「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）、痘そう、特定鳥インフルエンザ」に改め、同条第三項第一号中「及び鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」を「、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ」に改める。

第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項中「第三条第二号若しくは第三号」を「第三条第一号若しくは第二号」に改める。

附　則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第九号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十五年厚生労働省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

表中

聴導犬	公益財団法人日本補助犬協会	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一	平成二十二年九月一日

を

聴導犬	公益財団法人日本補助犬協会	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一	平成二十二年九月一日
聴導犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	山梨県南都留郡山中湖村山中二六二番地の一	平成二十七年一月二十一日

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。